

香川県報



第54号

平成18年

7月11日(火曜日)

平成十八年七月十一日

香川県知事 真鍋武紀

告示

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

- 町及び字の区域に編入する旨の届出
有害図書
の指定
（自治振興課） 一
- （青少年・男女共同参画課）
- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の構造等の変更の許可申請
（環境管理課） 二
- 障害者自立支援法の規定による事業の廃止の届出
（障害福祉課） 四
- 道路の区域変更（二件）
（道路課） 五
- 道路の位置指定
（建築課） 五
- 香川県証紙の売りさばき人の指定
（会計課） 五
- 香川県証紙の売りさばき人の指定の取消し
（ ） 六
- 落札者等の公示
（情報政策課） 六
- 地籍調査の成果の認証
（農政課） 六
- 選挙管理委員会規則
（ ） 六
- 香川県公職選挙運動公営等実施規程の一部を改正する規則

告示

香川県告示第五百二二号
 香川県告示第五百二二号
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の表の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に平成十八年七月十一日から編入する旨、小豆島町長から届出があった。

平成十八年七月十一日	
上 欄	下 欄
小豆郡小豆島町池田字迎地	小豆郡小豆島町池田字濱條一三〇一の二、一三〇一の二、一三〇三の二、一三〇四の二、一三〇五の二及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である町有地の全部
小豆郡小豆島町池田字前山	小豆郡小豆島町池田字迎一六六三、一六六四の一、一六六四の二、一六六五、一六六六の一、一六六六の二、一六六七の三、一六八六、一六八七、一六八九の二、一七〇〇の二及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である町有地の全部
小豆郡小豆島町池田字濱條	小豆郡小豆島町池田字小池三四六三の二、三四六四の二、三四六五の二、三四六六の二
小豆郡小豆島町池田字柿ノ木谷	小豆郡小豆島町池田字濱條一三七三の四、一三七三の五、一三八三の二、一三八四の二、一三八九の二、一三九〇の二、一三九一の三及びこれらの区域に介在する道路・水路である町有地の全部
小豆郡小豆島町池田字堂ノ奥	小豆郡小豆島町池田字堂ノ奥三六七二の七、三六七三の二、三六七三の三、三六七五の一、三六七五の四、三六七六、三六七七、三六七七の二、三六七八の三、三六七八の四及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である町有地の全部

香川県告示第五百二三号
 香川県告示第五百二三号
 香川県青少年保護育成条例（昭和二十七年香川県条例第二十二号）第八条第二項の規定により、次の図書を青少年の福祉を阻害するものとして指定した。
 平成十八年七月十一日

香川県知事 真鍋武紀

指定番号	指定年月日	種別	図 書 名	雑誌コード	発行所名	指定理由
111	平成十八年七月四日	コミック誌	comic Amour 7月号 (No.199)	03801 - 07	㈱サン出版	内容が著しく性的感情を刺激し、又は甚だしく粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがある。
112		雑誌	アクション写真誌 7月号 (通巻155号)	11435 - 07	"	
113		"	Street SUGAR 7月号 (VOL.318)	04167 - 07	"	
114		"	本場にデカッパ Vol. 3 月刊化記念特大号	67476 - 53	㈱バウハウス	
115		"	GOKUH 7月号 (No.180)	03797 - 07	"	
116		"	Dr. ビカソ DX 7月号 (NO.136)	06635 - 07	"	
117		"	マガジン・バン! 7月号 (通巻115号)	18385 - 07	㈱マガジンマガジン	
118		"	ウオーB組 mini	64182 - 20	"	
119		"	マガジン・ウオー・ウルフス ペシヤル マガジン Wooooo I 狼 7月号増刊 (VOL.10)	08366 - 07	"	
120		コミック誌	COMICびーた 6月号 (通巻第91号)	13881 - 06	若生出版 (株)	
121		"	COMICゲッチュ 7月号 (通巻9号)	13479 - 07	"	
122		雑誌	カチソコ 7月号 (No.35)	12811 - 07	"	
123		"	Chutts ペシヤル 7月号 (通巻第61号)	16151 - 7	㈱コニス マガジン社	

124	"	Yhai Hip & Lip 7月号 (通巻第61号)	08877 - 7	"
125	コミック誌	コミック DVD DOKAN 7月号	03947 - 07	曙出版 (株)
126	雑誌	ケータイ ㊟ 裏サイト16	64121 - 91	㈱笠倉出版 社
127	"	スーパ写真誌 7月号 (通巻第313号)	15431 - 07	㈱コアマガジン
128	"	Kissui 7月号 (VOL.32)	02801 - 7	㈱ジーオー ーテイ
129	"	別冊Goni Special 7月号 (Vol.62)	18185 - 7	㈱大洋図 書
130	コミック誌	ナマイケッ! 7月号 (通巻5号)	06909 - 7	㈱竹書房
131	"	COMIC ハズーカ 7月号 (通巻114号)	13991 - 7	辰巳出版 (株)
132	雑誌	DOPE 7月号 (SUPREME・079)	16639 - 7	㈱ベスト セラーズ
133	"	BREAK gal 7月号 (Vol.068)	07877 - 7	雄出版 (株)
134	"	Cream Best of Best 月刊 Cream 特別編集 (Vol.10)	68460 - 16	ライリア 出版 (株)

香川県第五五四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、同条第三項において準用する同法第五条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、上の特定施設の構造等の変更による工が環境に及ぼす影響についての調査の結果

申請に係る事業計画に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十八年七月十一日

香川県知事 眞 鍋 武 紀

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

高松市香西南町455-1

アオイ電子株式会社

取締役社長 大西 通義

(2) 事業場の所在地及び名称

観音寺市吉岡町262

アオイ電子株式会社 観音寺工場

(3) 変更しようとする事項の内容

建物増設に伴う合併処理浄化槽の新設（60人槽）と廃止（300人槽）及び排水口の新設（5箇所）と廃止（2箇所）。

(4) 特定施設に関する事項

変更無し。

(5) 汚水等の処理施設に関する事項

無し。

(6) 排水水の汚染状態及び量

区	分	第 1 排 水 口 (新設)	
排水水の汚染状態	項目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	15	20
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	20	30
	浮遊物質 (mg/ℓ)	15	20

窒素含有量 (mg/ℓ)	60	80
りん含有量 (mg/ℓ)	6	8
大腸菌群数 (個/ml)	0	3,000
排水水の量 (m ³ /日)	3	12

区	分	第 2 排 水 口	
排水水の汚染状態	項目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	15	20
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	20	30
	浮遊物質 (mg/ℓ)	15	20
	窒素含有量 (mg/ℓ)	40	80
	りん含有量 (mg/ℓ)	5	8
	大腸菌群数 (個/ml)	0	3,000
排水水の量 (m ³ /日)	変更前: 15、変更: 6	20	

区	分	第 3 排 水 口	
排水水の汚染状態	項目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	15	20
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	20	30

浮遊物質量 (mg/ℓ)	15	20
窒素含有量 (mg/ℓ)	40	50
りん含有量 (mg/ℓ)	4	5
大腸菌群数 (個/ml)	0	3,000
排水水の量 (m ³ /日)	変更前：27、変更後：17	34

他に排水口が9箇所(うち、雨水専用9箇所)ある。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成18年7月11日から同年8月1日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課
観音寺市市民館生活環境課

香川県告示第五百五号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止について、次のとおり届出があった。

平成十八年七月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
三七〇〇〇一	社会福祉法人東かがわ市社会福祉協議会	社会福祉法人東かがわ市社会福祉協議会	平成十八年六月三十日	外出介護
一〇〇八〇一	東かがわ市湊一八〇九番地	東かがわ市湊一八〇九番地		
六一				
三七〇〇〇二				
一〇〇八〇一				
六一				
三七〇〇〇三				

一〇〇八〇一				
六〇				
三七〇〇〇五				
一〇〇八〇一				
六八				

香川県告示第五百六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年七月十一日から同年八月一日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年七月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(主要地方道)
- 二 路線名 寒霞溪公園線(二十九号)
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
小豆郡小豆島町神懸通甲二〇六番四地先から	前	一一・八	九〇〇	別当川総合開発事業による県道の付替え
小豆郡小豆島町神懸通甲二二三九三番一地先まで	後	二五・八		
小豆郡小豆島町神懸通甲二〇六番四地先から	後	一一・八	九〇〇	
小豆郡小豆島町神懸通甲二〇六番四地先から	後	二五・八		
小豆郡小豆島町神懸通甲一六六四番一地先まで	後	五五・八	一一〇〇	

小豆郡小豆島町神懸通甲一八二番 一 地先から	後	一四・四 六三・五	七八〇
小豆郡小豆島町神懸通甲二三九三番 一 地先まで			

香川県告示第五百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年七月十一日から同年八月一日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年七月十一日

香川県知事 真鍋 武紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 土庄福田線（二十六号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
小豆郡土庄町黒岩一八四番三 地先から	前	七・八	三二	道路区域の一部不 用物件化
小豆郡土庄町黒岩一八四番三 地先まで	後	七・八	三二	

香川県告示第五百八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十八年七月十一日

香川県知事 真鍋 武紀

- 一 指定番号 中土指道 第三号

- 二 指定年月日 平成十八年六月二十六日
- 三 指定道路の位置 丸亀市飯山町東坂元字青石三二八三一及び三二八四一
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・二六メートル
延長 二七・九三メートル

香川県告示第五百九号

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。

平成十八年七月十一日

香川県知事 真鍋 武紀

- 一 指定年月日 平成十八年七月一日
- 二 住所 高松市郷東町五八七番地一
- 三 氏名 香川県計量協会
- 四 売りさばき場所 高松市郷東町五八七番地一

香川県告示第五百十号

香川県の計量検査所内

平成十八年七月十一日

香川県知事 真鍋 武紀

香川県証紙条例（昭和三十九年香川県条例第十一号）第五条の香川県証紙の売りさばき人の指定を次のとおり取り消した。

平成十八年七月十一日

香川県知事 真鍋 武紀

- 一 取消年月日 平成十八年六月三十日
- 二 住所 高松市郷東町五八七番地一

三 氏名

香川県計量器工業会

四 売りさばき場所

高松市郷東町五八七番地一 香川県計量検定所内

公 告

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二二三号）の適用を受けるものである。

平成十八年七月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調達件名及び数量 香川県情報システム再構築支援業務 一式

二 契約方式 総合評価一般競争入札

三 落札決定日 平成十八年七月三日

四 落札者の氏名及び住所 株式会社日立製作所四国支社 香川県高松市中央町五番三十

一号

五 落札金額 八八、七六一、七五〇円

六 入札公告日 平成十八年四月二十八日

七 担当課 郵便番号七六〇 八五七〇 香川県高松市番町四丁目一番一〇号 香川県政

策部情報政策課 システム最適化推進グループ 電話番号〇八七 八三一 三一四一

小豆郡小豆島町に行った地籍調査の成果は、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、次のとおり公告する。

平成十八年七月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調査を行った時期

平成十六年度から平成十七年度まで

二 成果の名称

1 小豆郡小豆島町地籍図

2 小豆郡小豆島町地籍簿

三 調査を行った地域

池田の一部

四 認証年月日

平成十八年七月十一日

選挙管理委員会規則

香川県公職選挙運動公営等実施規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年七月十一日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

香川県選挙管理委員会規則第一号

香川県公職選挙運動公営等実施規程の一部を改正する規則

香川県公職選挙運動公営等実施規程（昭和三十年香川県選挙管理委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三十八条中「二葉」を「二枚」に改める。

別記第十八号様式中「よつて」を「より」に、「左記の通り」を、「次のとおり」に、「二葉」を「二枚」に改める。

別記第十九号様式中「左記」を「次」に改める。

別記第二十号様式の三を次のように改める。

第20号様式の3 (第50条の2 関係)
その1 (選挙運動用自動車の使用の契約届出書)

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

年 月 日執行 選挙 (選挙区)
候補者

㊟

香川県選挙管理委員会委員長 殿

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運送契約期間	運送契約金額	
			円	
			円	
			円	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			借入期間等	契 約 金 額	
自動車の借入れ				円	
				円	
				円	
運転手の雇用				円	
				円	
				円	
燃料代			ℓ	円	
			ℓ	円	
			ℓ	円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあつては借入期間を、「運転手の雇用」にあつては雇用期間を、「燃料代」にあつては燃料供給量を記載してください。

その2 (ポスター作成契約届出書)

ポスター作成契約届出書

次のとおりポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

年 月 日執行 選挙(選挙区)
候補者

印

香川県選挙管理委員会委員長 殿

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
		枚	円	
		枚	円	
		枚	円	
		枚	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

平成十八年七月十一日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています